

介護保険制度で利用できる主なサービス

自宅で利用するサービス	訪問介護	訪問介護員が、入浴、排せつ、食事などの介護や調理洗濯、掃除等の家事を行うサービスです。
	訪問看護	自宅で療養生活が送れるよう、看護師が医師の指示のもとで、健康チェック、療養上の世話などを行うサービスです。
	福祉用具貸与	日常生活や介護に役立つ福祉用具のレンタルができるサービスです。（車いす、ベッドなど）
日帰りで施設等を利用するサービス	通所介護（デイサービス）	食事や入浴などの支援や、心身の機能を維持・向上するための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。
	通所リハビリテーション（デイケア）	施設や病院などにおいて、日常生活の自立支援を助けるために理学療法士、作業療法士などがリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。
宿泊するサービス	短期入所生活介護（ショートステイ）	施設などに短期間宿泊して、食事や入浴などの支度や、心身の機能を維持・向上するための機能訓練の支援などを行うサービスです。家族の介護負担の軽減を図ることができます。
居住系サービス	特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどに入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護サービスを利用できます。
施設系サービス	特別養護老人ホーム	常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護を一体的に提供します。（原則要介護3以上の方が対象）
小規模多機能型居宅介護		利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心に、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせる日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供するサービスです。訪問介護員だけでなく看護師なども提供しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。

※詳しくは、お住いの市町村や地域包括支援センターにお問い合わせください。